

都市イノベーション学府 課程博士学位論文及び提出書類作成要領

学位論文及び提出書類を作成するにあたって、以下の注意事項に留意し提出時に遺漏のないように注意すること。

1. 学位論文

- ① 体裁：原則として、A4判、左とじ縦長横書きとし、印刷（ワープロまたはタイプ）したものとする。
- ② 製本：申請時は仮綴じで提出することが望ましい。
- ③ 論文題目：題名が和文である場合には、その英訳を（ ）を付して併記する。題名が外国語の場合は、題名の次にその和訳を（ ）を付して併記すること。

2. 提出書類

記入方法は以下の通りとする。

- ① 万年筆、ボールペン、タイプのいずれでもよいが、ワープロでの作成が好ましい。様式のデータは都市イノベーション学府ウェブページからダウンロードすること。
- ② 印鑑は各書類とも同一のものを使用すること。

2.-1. 学位審査申請書（様式第1号）

提出にあたっては、必ず責任指導教員の確認を経ること。

2.-2. 論文要旨（様式第2号）

文字数：4000字以内とする。欧文の場合、1600語以内とする。

2.-3. 論文目録（様式第3号）

- ① 題名：提出論文通りに副題も合わせて記載すること。ただし、外国語の場合、用字（大文字・小文字）についてはこの限りではない。
- ② 題名が外国語の場合：題名の次にその和訳を（ ）を付して併記すること。
- ③ 複数の既発論文を統合した場合：題名を異にする数個の論文をまとめて1編の学位論文としたものは、その総合題名（上記①）のみ記載し、個々の題名は記載しないこと。
- ④ 参考論文：学位論文以外のもので、審査時に特に参考になる自著及び共著の論文あるいは参考作品があれば記載する。

2.-4. 博士論文の公表（様式第3号（続葉）－1、様式第4号）

学位審査後、学位を授与された者は学位論文を公表しなければならない。当該様式にはこの公表の方法を記載すること。

ただし、この様式は次の「3. 博士論文のインターネット公表について」に定める方法とは別途論文を公表する場合に提出する。

- ①原則：学位論文そのものを全文公表する。その場合、若干の修正を加え、あるいは研究内容に直接影響しない部分を除外して発表することは差し支えない。その公表年月日、著者、題目、公表誌名（雑誌の場合は巻・号・頁）、又は発行所名等を記載し、全文を公表したのか、要約を公表したのかを記載する。
- ②論文を分割して公表する場合：学位論文を編・章等その構成上の区分により、あるいは内容上、研究事項別に分割公表することができる。この場合、それぞれの区分ごとに公表の方法及び時期を記載すること。
- ③既発論文を博士論文に統合した場合：それぞれの公表論文ごとに公表の方法及び時期を記載すること。

（*）承諾書（様式第4号）について

学位論文を構成する研究が共同研究の論文として発表されている場合は、共著者（責任指導教員を除く）全員の承諾書を各1部提出すること。

2.-5. 参考論文／参考作品の公表（様式第3号（続葉）－2）

- ① 参考論文：学位論文以外のもので、審査時に特に参考になる自著及び共著の論文を指す。
- ② 上記参考論文（参考作品）がある場合：様式「論文目録（様式第3号）」に記載した参考論文（参考作品）について、その題名、発表者名（全員）、公表の方法及び時期を記載すること。
- ③ 参考論文（参考作品）がない場合：「なし」と記入すること。

2.-6. 参考論文／参考作品の別刷

上記2.-5.に相当する参考論文がある場合は、その別刷を提出する。なお、責任指導教員を除く論文審査員用にも各1部用意し、責任指導教員に確認した上で学位論文と併せて直接各委員に渡すこと。参考作品の場合、提出に関しては責任指導教員の指示に従うこと。

3. 博士論文のインターネット公表について

平成 25 年 4 月以降に授与された学位論文は、インターネットでの公表が義務となった。

公表の方法については、電子ファイルを「横浜国立大学学術情報リポジトリ」の利用により公表することで、広く閲覧可能な状態にする。さらに、国立国会図書館が「横浜国立大学学術情報リポジトリ」から当該の公表ファイルを取得して保存すると共に、同館施設内にて閲覧に供する。

このため、学位審査合格後、論文全文のデータと学術情報リポジトリへの博士論文の登録申請書を提出すること。論文全文データの提出方法については、別紙「博士論文（全文）の電子ファイル提出要領」に従うこと。

（＊）やむを得ない理由（論文が立体形状を含む場合、出版刊行、多重公表を禁止する電子ジャーナルへの掲載、特許の申請等）で、1 年を超えて上記電子ファイルでの全文公開ができない場合は、電子ファイルを規定通り提出するが、併せて様式「博士論文インターネット公表（学術情報リポジトリ掲載）の代替措置に係る確認書」を提出すること。